

受動喫煙防止対策実施状況調査
報 告 書

令和6年2月

新潟県福祉保健部健康づくり支援課

目 次

I	調査の概要	1
II	調査結果	
1	第1種施設	
(1)	受動喫煙防止対策の実施状況	3
(2)	受動喫煙防止対策の今後の予定	6
(3)	敷地内全面禁煙を実施できない理由及び課題	9
(4)	受動喫煙防止対策に関する意見	10
2	第2種施設	
(1)	回答企業の業種・従業員数・施設形態	12
(2)	改正健康増進法の認知度	15
(3)	受動喫煙防止対策の実施状況	18
(4)	受動喫煙防止対策の今後の予定	22
(5)	受動喫煙対策を行っていない理由	25
(6)	加熱式たばこの取扱い	26
(7)	喫煙対策に関する要望	30
III	調査票	32

I 調査の概要

1 調査目的

令和2年4月改正健康増進法の全面施行により受動喫煙対策の強化が図られ、学校・病院等の多数の者が利用する施設（第1種施設）は原則敷地内禁煙、第1種施設を除く飲食店や事業所などの全ての施設（第2種施設）は原則屋内禁煙とされた。

法施行から約3年が経過したことを踏まえ、現在の取組状況や課題を把握し、本県における総合的な受動喫煙対策の基礎資料とする。

2 調査対象施設（各1,000施設へ調査）

(1) 第1種施設（回答863件、回収率86.3%）

施設分類	対象施設
医療機関	病院
児童福祉施設	保育所、児童館、地域子育て支援センター等
学校	幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専門学校等
官公庁	国の機関、県庁、県地域機関、その他上記いずれにも該当しない県有施設（※）、市町村役所・役場、市町村支所・出張所等

※ 次の施設は対象外：住宅用施設、人の滞在を前提としない施設（倉庫など）、屋外施設

(2) 第2種施設（以下の業種区分により抽出。回答491件、回収率49.1%）

業種	送付数	業種	送付数	業種	送付数
建設業	160	運輸業	70	飲食業	220
製造業	130	卸売・小売り業	170	洗濯・理容・美容・浴場業	90
情報通信業	60	宿泊業	50	娯楽業	50

3 調査方法

対象施設に対して調査票を郵送し、インターネット（専用のフォームより入力）、電子メール、FAXにより回収。

4 調査内容

- ア 受動喫煙防止対策の実施状況、今後の予定及び実施していない理由
- イ 受動喫煙防止対策に関する意見、要望

5 調査基準日

令和5年10月1日

6 用語解説

【受動喫煙】

室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること。

喫煙者本人が吸い込む煙（主流煙）よりも喫煙者が持ったたばこの先から立ち上がる煙（副流煙）の方が有害物質を多く含んでおり、それを周囲の人が吸い込むことによって健康に悪影響を及ぼすことが研究報告で指摘されている。

（１）第１種施設

【敷地内全面禁煙】

屋内及び屋外を完全に禁煙としている状態。

屋外に敷地を持たない施設における屋内禁煙の場合も含む。

【敷地内禁煙】

屋内を完全に禁煙とし、屋外も原則禁煙とするが、特定屋外喫煙場所を設置している状態。

【特定屋外喫煙場所】

敷地内の屋外で、施設の利用者が通常立ち入らない場所に区画され、喫煙することができる場所である旨を記載した標識を掲示して設置する喫煙場所。

【敷地内禁煙でない】

特定屋外喫煙場所を定めずに敷地内の屋外で喫煙させている、または、屋内に喫煙可能な場所がある状態。

（２）第２種施設

【敷地内禁煙】

敷地内は屋内外も含め喫煙できる場所はない ※

【屋内全面禁煙】

屋内には喫煙できる場所はない ※

【喫煙場所以外は屋内全面禁煙】

屋内に法で定められた喫煙専用室等を設置 ※

※ ホテルの居室等法律の規制外の部分は除く。

Ⅱ 調査結果

1 第1種施設

(1) 受動喫煙防止対策の実施状況

【問1】貴施設が現在実施している受動喫煙防止対策はどれですか。あてはまるもの1つを選択してください。

- 「敷地内全面禁煙」を実施している施設は、全体の97.0%
- 「敷地内全面禁煙」又は「敷地内禁煙」（特定屋外喫煙場所を設置）を実施している施設は、全体の99.9%

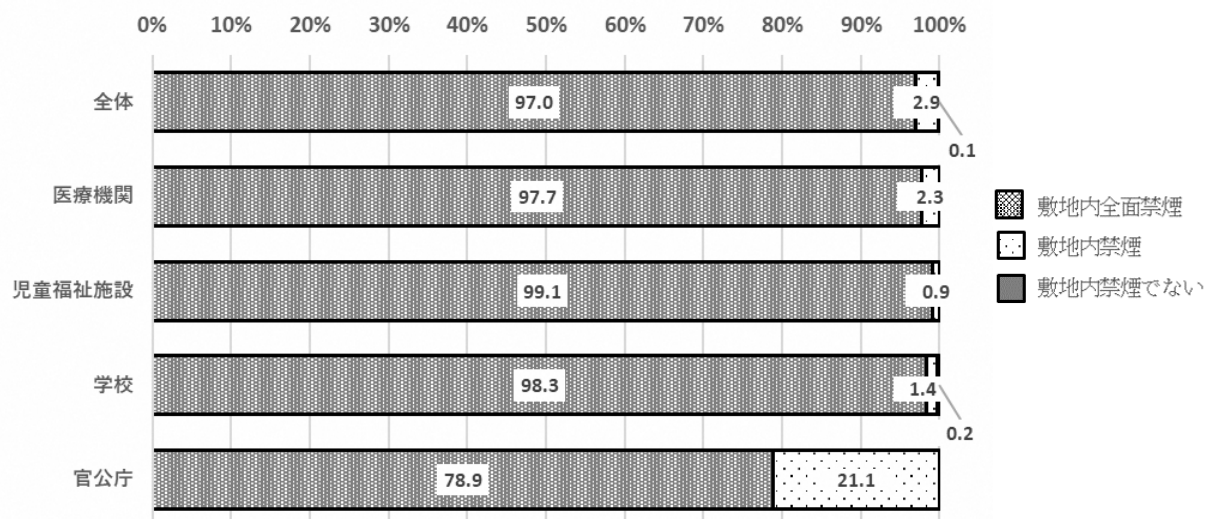
① 施設分類別

受動喫煙対策として「敷地内全面禁煙」を実施している割合は、「児童福祉施設」で99.1%と最も高く、次いで「学校」が98.3%となっている。

「官公庁」では、「敷地内全面禁煙」が78.9%と全体より18.1ポイント低く、「敷地内禁煙」が21.1%と全体より高い割合となっている。

上段：実数（n）、下段：割合（%）

		敷地内全面禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙でない	合計
全体		837	25	1	863
		97.0	2.9	0.1	100.0
分類	医療機関	43	1	0	44
		97.7	2.3	0.0	100.0
	児童福祉施設	322	3	0	325
		99.1	0.9	0.0	100.0
	学校	416	6	1	423
		98.3	1.4	0.2	100.0
官公庁	56	15	0	71	
	78.9	21.1	0.0	100.0	

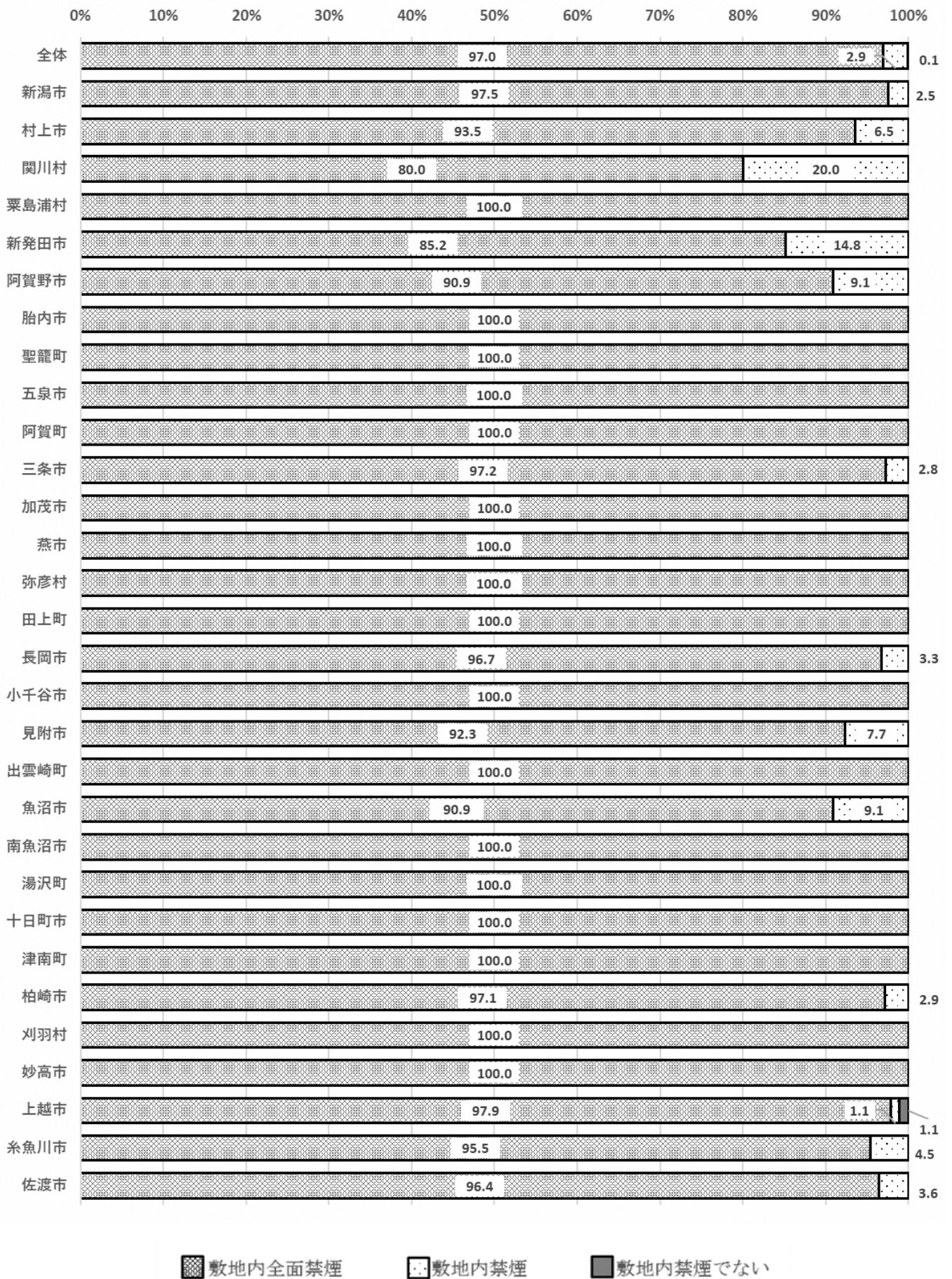


- 「敷地内禁煙でない」の具体的な場所：職員住居内（学校）

② 市町村別

上段：実数 (n)、下段：割合 (%)

		敷地内全面禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙でない	合計
全体		837	25	1	863
		97.0	2.9	0.1	100.0
市 町 村	新潟市	237	6	0	243
		97.5	2.5	0.0	100.0
	村上市	29	2	0	31
		93.5	6.5	0.0	100.0
	関川村	4	1	0	5
		80.0	20.0	0.0	100.0
	粟島浦村	2	0	0	2
		100.0	0.0	0.0	100.0
	新発田市	23	4	0	27
		85.2	14.8	0.0	100.0
	阿賀野市	10	1	0	11
		90.9	9.1	0.0	100.0
	胎内市	5	0	0	5
		100.0	0.0	0.0	100.0
	聖籠町	8	0	0	8
		100.0	0.0	0.0	100.0
	五泉市	18	0	0	18
		100.0	0.0	0.0	100.0
	阿賀町	6	0	0	6
		100.0	0.0	0.0	100.0
	三条市	35	1	0	36
		97.2	2.8	0.0	100.0
	加茂市	9	0	0	9
		100.0	0.0	0.0	100.0
	燕市	28	0	0	28
		100.0	0.0	0.0	100.0
	弥彦村	3	0	0	3
		100.0	0.0	0.0	100.0
	田上町	3	0	0	3
		100.0	0.0	0.0	100.0
	長岡市	119	4	0	123
		96.7	3.3	0.0	100.0
	小千谷市	14	0	0	14
		100.0	0.0	0.0	100.0
	見附市	12	1	0	13
		92.3	7.7	0.0	100.0
	出雲崎町	5	0	0	5
		100.0	0.0	0.0	100.0
	魚沼市	10	1	0	11
		90.9	9.1	0.0	100.0
	南魚沼市	28	0	0	28
		100.0	0.0	0.0	100.0
湯沢町	4	0	0	4	
	100.0	0.0	0.0	100.0	
十日町市	29	0	0	29	
	100.0	0.0	0.0	100.0	
津南町	4	0	0	4	
	100.0	0.0	0.0	100.0	
柏崎市	34	1	0	35	
	97.1	2.9	0.0	100.0	
刈羽村	2	0	0	2	
	100.0	0.0	0.0	100.0	
妙高市	16	0	0	16	
	100.0	0.0	0.0	100.0	
上越市	92	1	1	94	
	97.9	1.1	1.1	100.0	
糸魚川市	21	1	0	22	
	95.5	4.5	0.0	100.0	
佐渡市	27	1	0	28	
	96.4	3.6	0.0	100.0	



(2) 受動喫煙防止対策の今後の予定

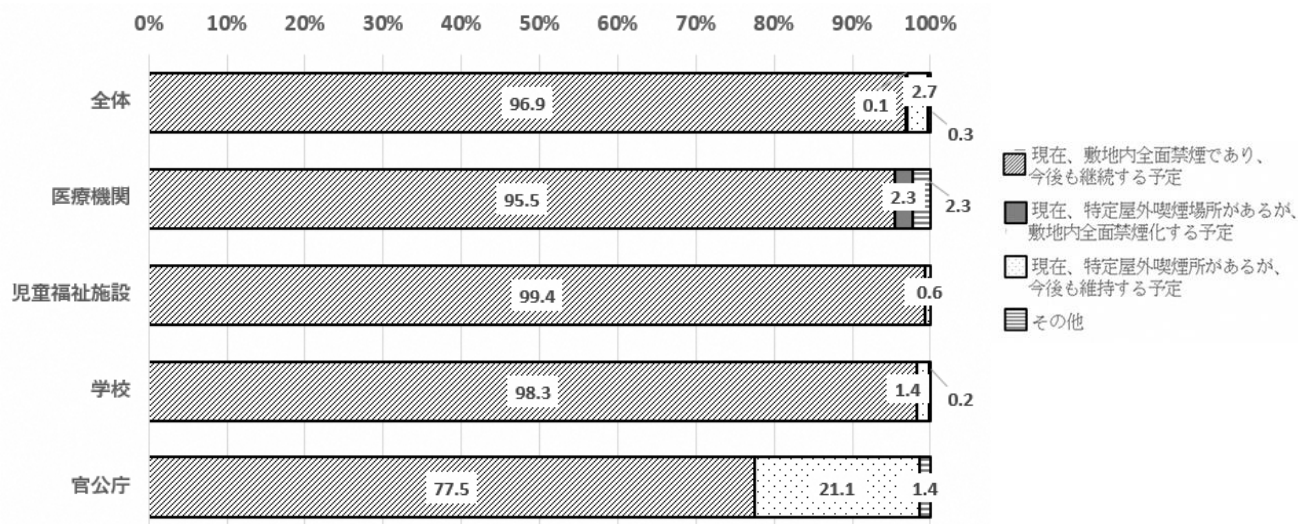
【問2】今後の予定について、あてはまるものを1つ選択してください。

○「現在、敷地内全面禁煙であり、今後も継続する予定」が 96.9%、「現在、特定屋外喫煙所があるが、今後も維持する予定」が 2.7%となっている。

① 施設分類別

上段：実数 (n)、下段：割合 (%)

		現在、敷地内全面禁煙であり、今後も継続する予定	現在、特定屋外喫煙所があるが、敷地内全面禁煙化する予定	現在、特定屋外喫煙所があるが、今後も維持する予定	現在、敷地内に喫煙所はないが、今後特定屋外喫煙所を設ける予定	その他	合計
全体		836	1	23	0	3	863
		96.9	0.1	2.7	0.0	0.3	100.0
分類	医療機関	42	1	0	0	1	44
		95.5	2.3	0.0	0.0	2.3	100.0
	児童福祉施設	323	0	2	0	0	325
		99.4	0.0	0.6	0.0	0.0	100.0
	学校	416	0	6	0	1	423
		98.3	0.0	1.4	0.0	0.2	100.0
	官公庁	55	0	15	0	1	71
		77.5	0.0	21.1	0.0	1.4	100.0



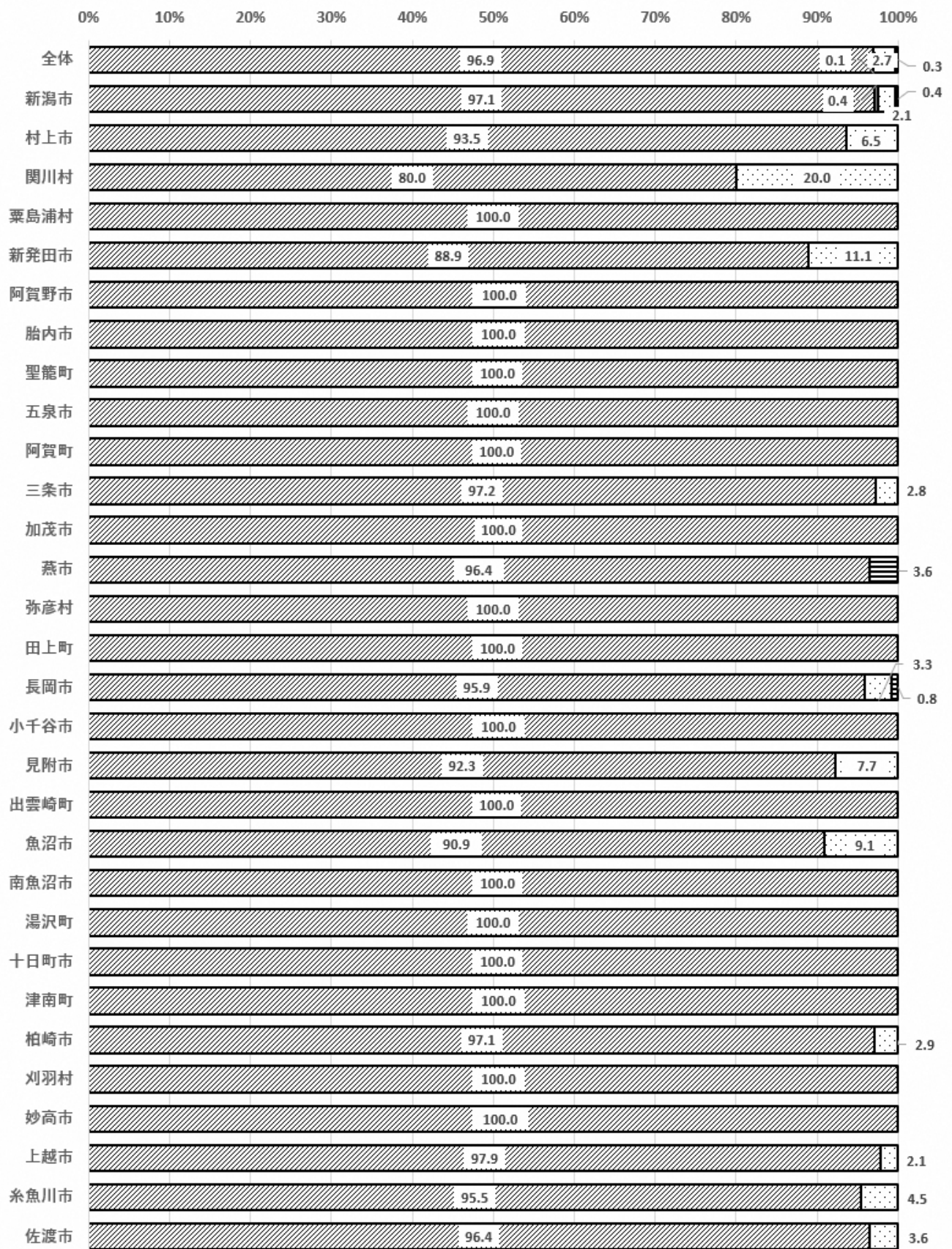
○「その他」の主な回答：





- ・上局からの指示による（官公庁）
- ・喫煙場所廃止によりコンビニや外部喫煙所に迷惑をかけているケースもあり、規定だからと喫煙希望者の対応をしないという事も平等ではないという意見もあり、難しいところを感じている。隠れての喫煙による火災の不安もあるため、何らかの対応も必要ではと考えるが「敷地内禁煙の義務」による喫煙者への理解がない状況なのでなかなか進展はしない。（学校）

② 市町村別

上段：実数（n）、下段：割合（％）

		現在、敷地内全 面禁煙であり、 今後も継続する 予定	現在、特定屋外 喫煙場所がある が、敷地内全面 禁煙化する予定	現在、特定屋外 喫煙場所がある が、今後も維持 する予定	現在、敷地内に 喫煙所はない が、今後特定屋 外喫煙場所を設 ける予定	その他	合計
全体		836	1	23	0	3	863
		96.9	0.1	2.7	0.0	0.3	100.0
市 町 村	新潟市	236	1	5	0	1	243
		97.1	0.4	2.1	0.0	0.4	100.0
	村上市	29	0	2	0	0	31
		93.5	0.0	6.5	0.0	0.0	100.0
	関川村	4	0	1	0	0	5
		80.0	0.0	20.0	0.0	0.0	100.0
	粟島浦村	2	0	0	0	0	2
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	新発田市	24	0	3	0	0	27
		88.9	0.0	11.1	0.0	0.0	100.0
	阿賀野市	11	0	0	0	0	11
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	胎内市	5	0	0	0	0	5
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	聖籠町	8	0	0	0	0	8
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	五泉市	18	0	0	0	0	18
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	阿賀町	6	0	0	0	0	6
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	三条市	35	0	1	0	0	36
		97.2	0.0	2.8	0.0	0.0	100.0
	加茂市	9	0	0	0	0	9
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	燕市	27	0	0	0	1	28
		96.4	0.0	0.0	0.0	3.6	100.0
	弥彦村	3	0	0	0	0	3
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	田上町	3	0	0	0	0	3
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	長岡市	118	0	4	0	1	123
		95.9	0.0	3.3	0.0	0.8	100.0
	小千谷市	14	0	0	0	0	14
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	見附市	12	0	1	0	0	13
		92.3	0.0	7.7	0.0	0.0	100.0
	出雲崎町	5	0	0	0	0	5
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	魚沼市	10	0	1	0	0	11
		90.9	0.0	9.1	0.0	0.0	100.0
	南魚沼市	28	0	0	0	0	28
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
湯沢町	4	0	0	0	0	4	
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
十日町市	29	0	0	0	0	29	
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
津南町	4	0	0	0	0	4	
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
柏崎市	34	0	1	0	0	35	
	97.1	0.0	2.9	0.0	0.0	100.0	
刈羽村	2	0	0	0	0	2	
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
妙高市	16	0	0	0	0	16	
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
上越市	92	0	2	0	0	94	
	97.9	0.0	2.1	0.0	0.0	100.0	
糸魚川市	21	0	1	0	0	22	
	95.5	0.0	4.5	0.0	0.0	100.0	
佐渡市	27	0	1	0	0	28	
	96.4	0.0	3.6	0.0	0.0	100.0	



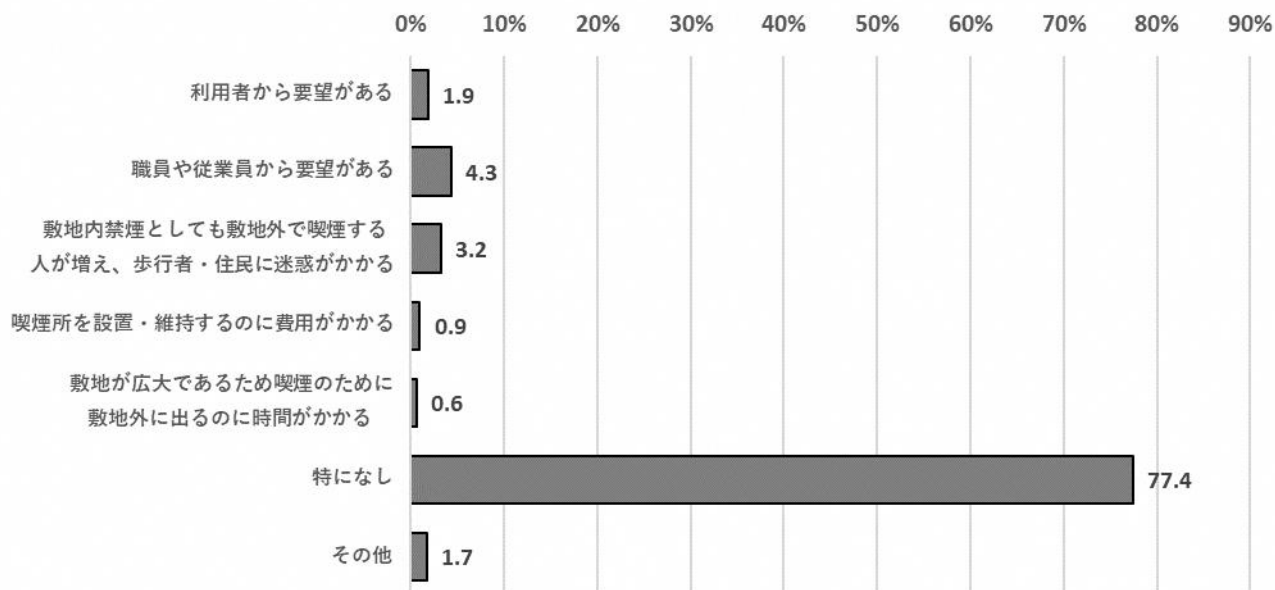
 現在、敷地内全面禁煙であり、今後も継続する予定
  現在、特定屋外喫煙場所があるが、敷地内全面禁煙化する予定
  現在、特定屋外喫煙場所があるが、今後も維持する予定
  その他

(3) 敷地内全面禁煙を実施できない理由及び課題

【問3】敷地内全面禁煙を実施できない理由や実施する上での課題は何ですか。敷地内全面禁煙を実施している場合でも該当するものがあればお答えください。(複数回答可)

上段：実数 (n)、下段：割合 (%)

		回答対象 施設数	利用者から要 望がある	職員や従業員 から要望があ る	敷地内禁煙と しても敷地外 で喫煙する人 が増え、歩行 者・住民に迷 惑がかかる	喫煙所を設 置・維持する のに費用がか かる	敷地が広大で あるため喫煙 のために敷地 外に出るのに 時間がかかる	特になし	その他
全体		863	16	37	28	8	5	668	15
		100.0	1.9	4.3	3.2	0.9	0.6	77.4	1.7
分類	医療機関	44	1	3	4	1	1	33	1
		100.0	2.3	6.8	9.1	2.3	2.3	75.0	2.3
	児童福祉施設	325	7	6	6	2	0	229	10
		100.0	2.2	1.8	1.8	0.6	0.0	70.5	3.1
	学校	423	5	17	12	4	4	363	4
		100.0	1.2	4.0	2.8	0.9	0.9	85.8	0.9
	官公庁	71	3	11	6	1	0	43	0
		100.0	4.2	15.5	8.5	1.4	0.0	60.6	0.0



○「その他」の主な回答：

- ・多くはないが、敷地のそばに歩行禁煙者が居る。(医療機関)
- ・駐車場内における車内喫煙に留意する必要がある。(医療機関)
- ・園庭が寺の敷地と共有の為、全面禁止にはしにくい。(児童福祉施設)
- ・児童福祉施設・保育施設のため、環境、健康上実施。(児童福祉施設)
- ・健康被害にあわないため敷地内全面禁煙実施。(児童福祉施設)
- ・現状は敷地内全面禁煙。喫煙ができる敷地外も近隣にはない。喫煙者で自動車通勤の者は敷地外の各自の賃貸駐車場まで行って車内で喫煙して戻ってくる工夫をしている人

もいる。その際は、スプレー消臭剤やガム・タブレット・歯磨きなどを使用して匂いが残らないような工夫もしている。喫煙者の工夫や努力を感じる。(学校)

- ・学校開放で当校体育館を利用の方が校門付近の路上で喫煙するので、見苦しい。(学校)
- ・喫煙所を撤去した場合、隠れて喫煙する者が出るため(火災予防、受動喫煙防止、環境維持のため)。(学校)

(4) 受動喫煙防止対策に関する意見

【問4】受動喫煙防止対策に関して、御意見などがあればお書きください。

《 医療機関 》

- 非喫煙者と喫煙者でどちらか一方を排除していくのではなくお互いに妥協できる対策を考えていてもらいたい。

《 児童福祉施設(保育園、児童館等) 》

- 子どもたちがおりますのでこのまま禁煙にしていきたいと思う。
- 喫煙所設置費の補助があると良いと思う。
- 非喫煙者だが、社会全体の喫煙者の権利を守る姿勢が足りないと思う。
- 若い世代の方には児童施設では全面禁煙という事が浸透しているように思う。
- 保育所という施設である以上、園児の健康を害する恐れのある受動喫煙は絶対に避けたいと思っており、歩行禁煙をどうにか無くしたい。
- 園児の健康面に配慮する為、必要と考える。
- 継続希望。
- 敷地近くの道路等の外で仕事をする人が喫煙していることがある。直接お声かけもしているが、指導をお願いしたい。
- 望まない受動喫煙を失くすための取り組みを今後も続けていけるといい。
- 社会生活において重要なことであるため、今後も対策を継続していきたい。
- 昔に比べたばこの煙を吸い込むことが少なくなった、子どものために、引き続き一緒に取り組んでいきたい。
- 地域の施設を借りていることもあり、一部の地域の方が使用の際敷地内、敷地外で喫煙している(吸い殻がある)。標識が理解されていない。
- 敷地外喫煙者がいなくならならず、吸い殻のポイ捨てで困っているので敷地周辺数十メートル範囲も禁煙にしてもらいたい。可能であれば、たばこの全面生産停止が実現することが望ましい。

《 学校(幼稚園、認定こども園、小学校等) 》

- 大いに賛同する。
- 子どもを守る施設である学校は、今後も強く防止策を継続する。
- 学校施設の敷地内全面禁煙の継続が必要である。
- 健康の為。

- 自分は一切吸わないが、喘息もあり、受動喫煙防止や対策について理解して実施している側だが、個人的な意見として、非喫煙者側の意見のみが注目されている様に感じ、不平等感もある。喫煙を擁護するわけではないが、喫煙者対策も必要なのではと思う事がしばしばある。新潟市内で設置されている喫煙所を見ると狭いスペースに満員状態で喫煙している様子をよく見るが、違和感を感じる。今回のアンケートの趣旨とは違うと思うが意見として記載した。
- 子どもたちの健康教育を行う学校として当然のことだと考える。
- 法律による義務以前に、子どもたちと一緒に生活する学校において、敷地内全面禁煙は当然のことだと考える。今後も徹底していく。
- 道路・歩道等でも全面禁煙にすべき。
- 2014年9月1日～学院構内（駐車場の車中を含む）全面禁煙。2019年7月1日～健康増進法により学校・病院等は原則敷地内禁煙（屋内全面禁煙）。構内禁煙となってから10年近くが経過し、敷地内禁煙が定着している。
- 健康面から学校等公共の場は禁煙だという雰囲気醸成、全体的な合意ができていない。
- 喫煙所指定場所における排煙装置の強化。
- 他者への配慮に欠ける、自然保護意識が薄い、モラルを守ることができない、そういった喫煙者が、情報のアナウンスや掲示、見回りでの指導等行っても無くならない。良い対処方法をご教示いただきたい。
- 今後も継続していく必要がある。
- 喫煙所に禁煙を促すための掲示として、定期的に貼り替えられるよう広報物をいただきたい（標語的なものでない内容を希望）。
- 生徒の健康を守るためにも、教育活動を通じて受動喫煙について指導をしていく。
- どんどん進めていただきたい。
- 夜間留守になるため24時間監視は難しい。
- 吸う人と吸わない人を完全に分けるしかないと思う。
- さらに進めてほしい。出入りする業者から強いタバコの匂いがすることがある。迷惑になっていることをわかってもらえるような手立てがほしい。
- もし敷地内に喫煙の痕跡が見られた場合は、火気の防災安全と当校の職員や保護者の健康に関わるので、防止対策を即検討したい。
- 良いと思う。
- 啓発活動について、注力されることが良い結果になると思う。
- 今後も全面禁煙を進めていくべきと考える。
- 年齢に関係なく個人の健康保持のため、または児童生徒には喫煙による健康被害の実態を十分に理解及び禁煙の予備知識を周知徹底させるためにも継続した対策を講じていく必要がある。

《 官公庁 》

- 令和5年10月時点で、市民から受動喫煙による健康被害についての問い合わせが6件あった。世界禁煙デーや禁煙週間の時期での普及啓発に加え、普及啓発の頻度の増加や周知方法を検討すると良いのではないかと思う。

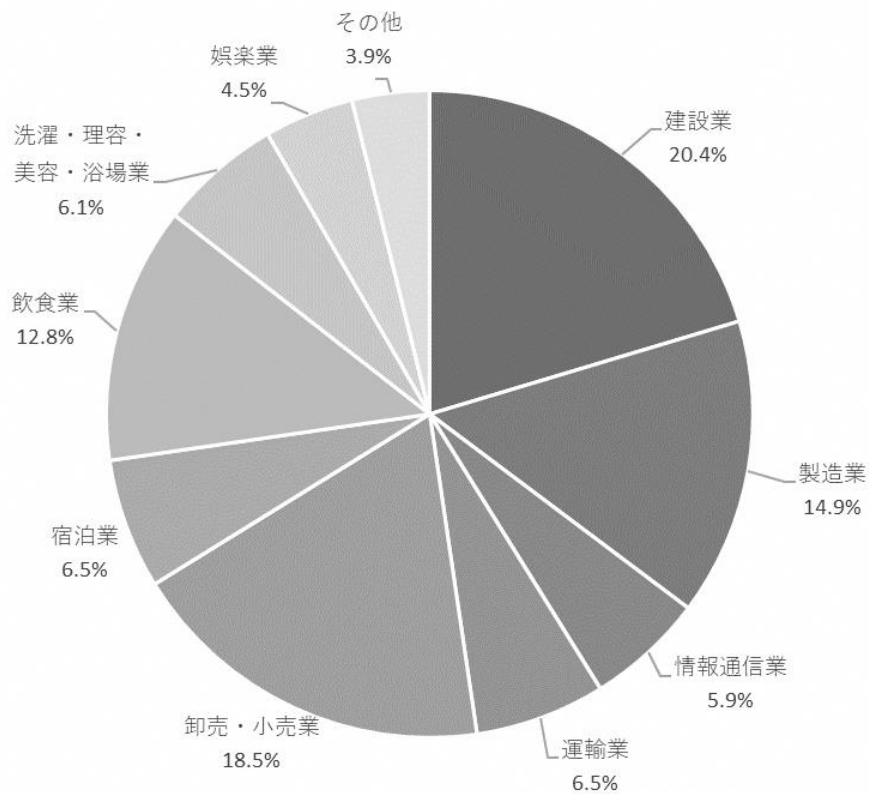
2 第2種施設

(1) 回答企業の業種・従業員数・施設形態

【問1】貴事業所の業種を下記より1つ選んでください。

上段：実数（n）、下段：割合（%）

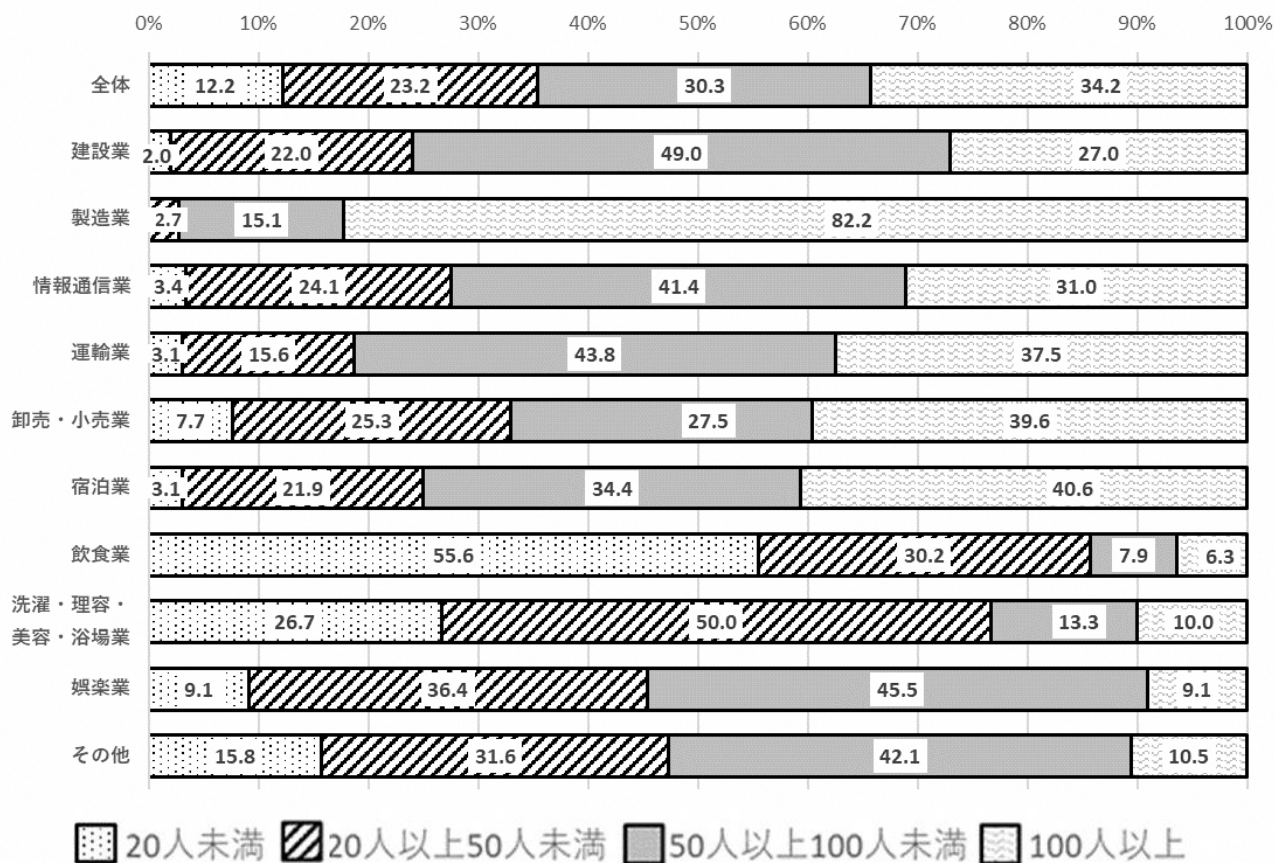
建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売・小売業	宿泊業	飲食業	洗濯・理容・美容・浴場業	娯楽業	その他	合計
100	73	29	32	91	32	63	30	22	19	491
20.4	14.9	5.9	6.5	18.5	6.5	12.8	6.1	4.5	3.9	100.0



【問2】 貴事業所の従業員数をお答えください（正規・非正規を含みます）。

上段：実数（n）、下段：割合（%）

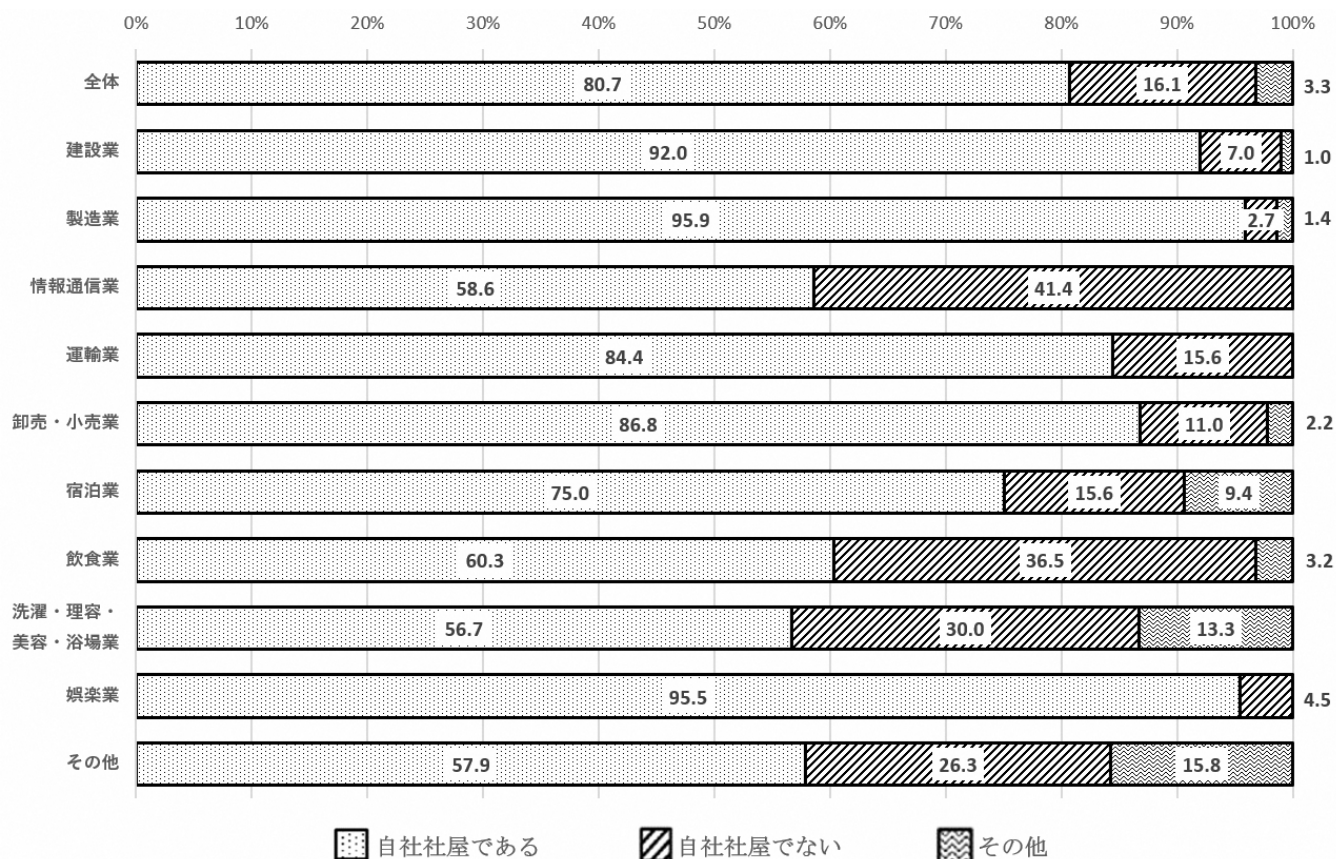
		20人未満	20人以上 50人未満	50人以上 100人未満	100人以上	合計
全体		60	114	149	168	491
		12.2	23.2	30.3	34.2	100.0
業 種	建設業	2	22	49	27	100
		2.0	22.0	49.0	27.0	100.0
	製造業	0	2	11	60	73
		0.0	2.7	15.1	82.2	100.0
	情報通信業	1	7	12	9	29
		3.4	24.1	41.4	31.0	100.0
	運輸業	1	5	14	12	32
		3.1	15.6	43.8	37.5	100.0
	卸売・小売業	7	23	25	36	91
		7.7	25.3	27.5	39.6	100.0
	宿泊業	1	7	11	13	32
		3.1	21.9	34.4	40.6	100.0
飲食業	35	19	5	4	63	
	55.6	30.2	7.9	6.3	100.0	
洗濯・理容・ 美容・浴場業	8	15	4	3	30	
	26.7	50.0	13.3	10.0	100.0	
娯楽業	2	8	10	2	22	
	9.1	36.4	45.5	9.1	100.0	
その他	3	6	8	2	19	
	15.8	31.6	42.1	10.5	100.0	



【問3】 貴事業所の施設等の形態についてお答えください。

上段：実数（n）、下段：割合（％）

		自社社屋である	自社社屋でない	その他	合計
全体		396	79	16	491
		80.7	16.1	3.3	100.0
業種	建設業	92	7	1	100
		92.0	7.0	1.0	100.0
	製造業	70	2	1	73
		95.9	2.7	1.4	100.0
	情報通信業	17	12	0	29
		58.6	41.4	0.0	100.0
	運輸業	27	5	0	32
		84.4	15.6	0.0	100.0
	卸売・小売業	79	10	2	91
		86.8	11.0	2.2	100.0
	宿泊業	24	5	3	32
		75.0	15.6	9.4	100.0
飲食業	38	23	2	63	
	60.3	36.5	3.2	100.0	
洗濯・理容・美容・浴場業	17	9	4	30	
	56.7	30.0	13.3	100.0	
娯楽業	21	1	0	22	
	95.5	4.5	0.0	100.0	
その他	11	5	3	19	
	57.9	26.3	15.8	100.0	



(2) 改正健康増進法の認知度

【問4】健康増進法改正により、2020（令和2）年4月から複数人が利用するすべての施設は原則屋内禁煙（注1）となっていることをご存じですか。なお、一定の条件を満たす飲食店（注2）は経過措置がとられています。

（注1） 室外へのたばこ煙流出を防止するため技術的基準に適合した喫煙専用室（飲食等は不可）のみ喫煙可。なお、経過措置として加熱式たばこ専用喫煙室では飲食等を行うことが認められています。

（注2） 既存店舗であり客席面積100㎡以下かつ資本金5,000万円以下の店舗。

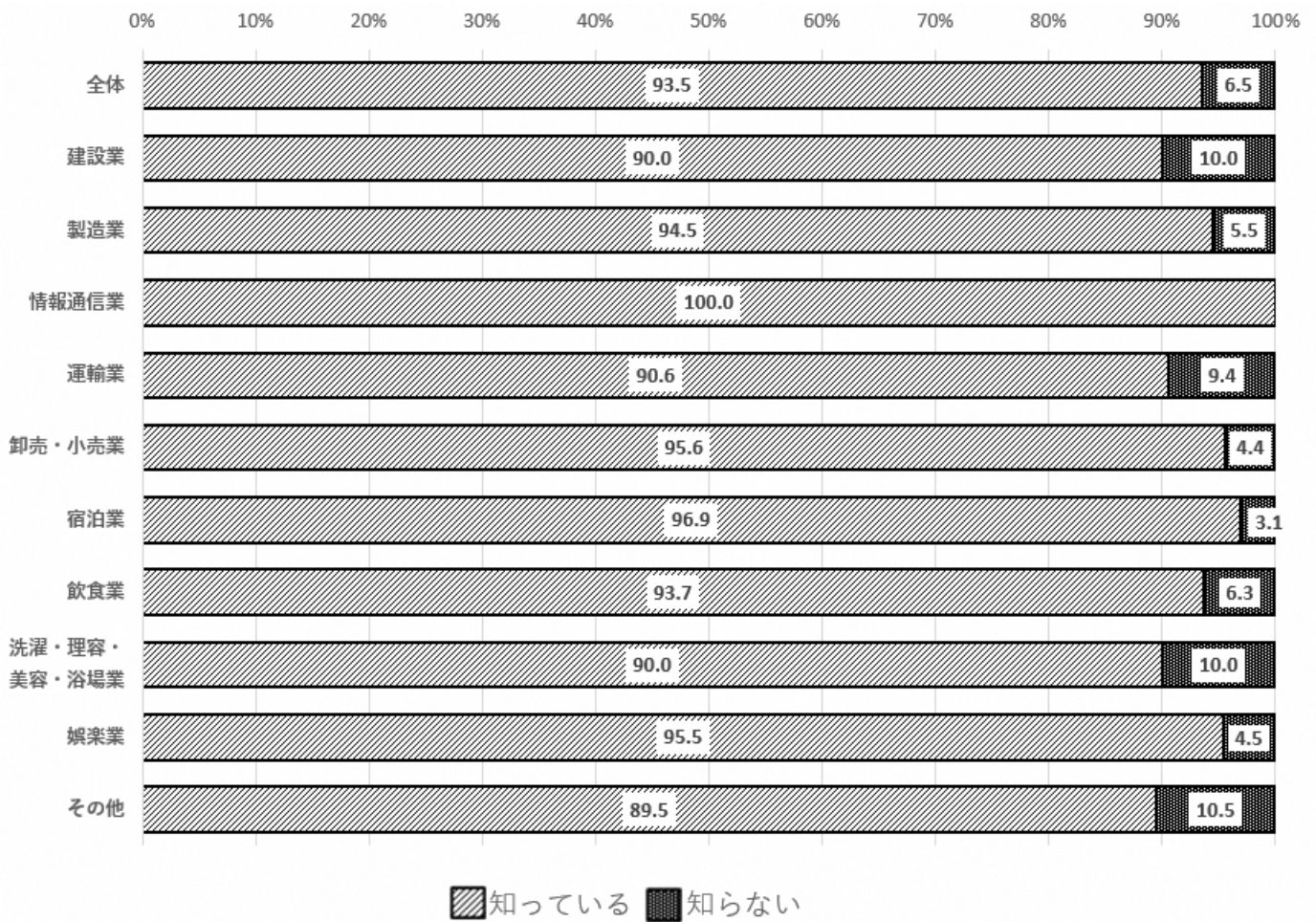
○全体としての認知度は、93.5%となっている。

① 業種別

「知らない」と回答した割合が高いのは「建設業」、「洗濯・理容・美容・浴場業」で10.0%、次いで「運輸業」で9.4%となっている。一方、「情報通信業」では0.0%、「宿泊業」では3.1%と低い割合となっている。

上段：実数（n）、下段：割合（%）

		知っている	知らない	合計
全体		459	32	491
		93.5	6.5	100.0
業種	建設業	90	10	100
		90.0	10.0	100.0
	製造業	69	4	73
		94.5	5.5	100.0
	情報通信業	29	0	29
		100.0	0.0	100.0
	運輸業	29	3	32
		90.6	9.4	100.0
	卸売・小売業	87	4	91
		95.6	4.4	100.0
	宿泊業	31	1	32
		96.9	3.1	100.0
	飲食業	59	4	63
		93.7	6.3	100.0
	洗濯・理容・美容・浴場業	27	3	30
		90.0	10.0	100.0
	娯楽業	21	1	22
		95.5	4.5	100.0
その他	17	2	19	
	89.5	10.5	100.0	

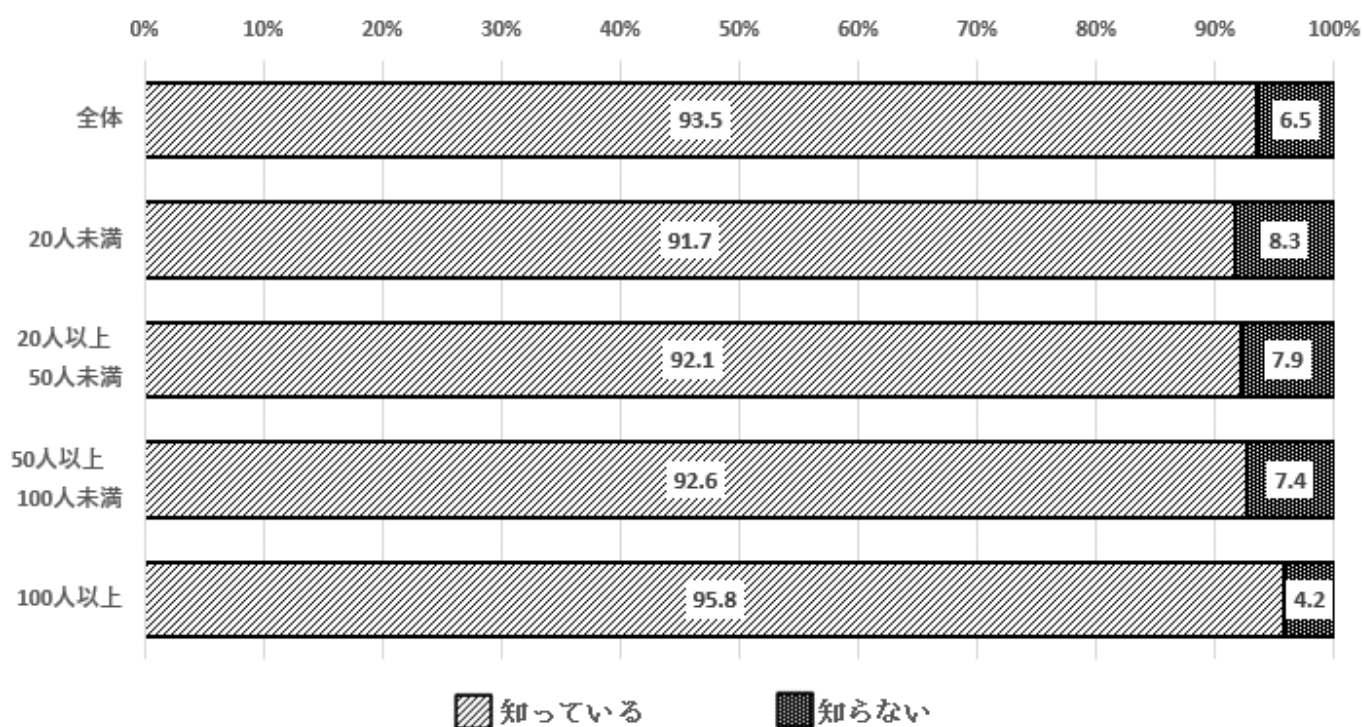


② 従業員数別

「知らない」と回答した割合が最も高いのは「20人未満」で8.3%となっている。

上段：実数（n）、下段：割合（%）

		知っている	知らない	合計
全体		459	32	491
		93.5	6.5	100.0
従業員数	20人未満	55	5	60
		91.7	8.3	100.0
	20人以上50人未満	105	9	114
		92.1	7.9	100.0
	50人以上100人未満	138	11	149
		92.6	7.4	100.0
	100人以上	161	7	168
		95.8	4.2	100.0



(3) 受動喫煙防止対策の実施状況

【問5】貴事業所が現在実施している受動喫煙対策はどれですか。あてはまるものを1つ選んでください。

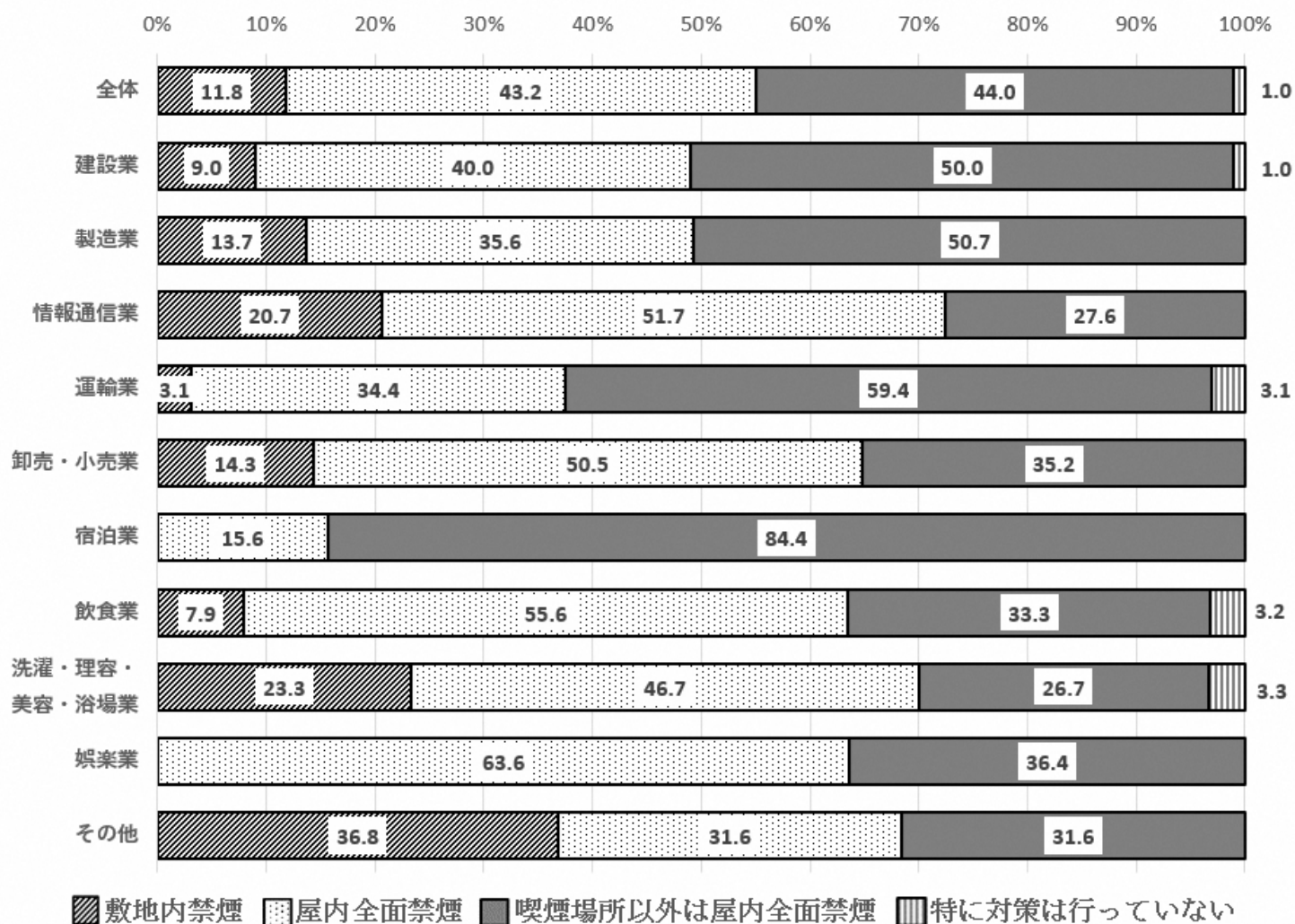
○「喫煙場所以外は屋内全面禁煙」が44.0%と最も高く、次いで「屋内全面禁煙」が43.2%、「敷地内禁煙」が11.8%となっている。

① 業種別

「敷地内禁煙」と回答した割合が最も高いのは「洗濯・理容・美容・浴場業」で23.3%となっている。「特に対策は行っていない」と回答した割合が最も高いのは「洗濯・理容・美容・浴場業」で3.3%となっている。

上段：実数（n）、下段：割合（%）

		敷地内禁煙	屋内全面禁煙	喫煙場所以外は 屋内全面禁煙	特に対策は 行っていない	合計
全体		58	212	216	5	491
		11.8	43.2	44.0	1.0	100.0
業種	建設業	9	40	50	1	100
		9.0	40.0	50.0	1.0	100.0
	製造業	10	26	37	0	73
		13.7	35.6	50.7	0.0	100.0
	情報通信業	6	15	8	0	29
		20.7	51.7	27.6	0.0	100.0
	運輸業	1	11	19	1	32
		3.1	34.4	59.4	3.1	100.0
	卸売・小売業	13	46	32	0	91
		14.3	50.5	35.2	0.0	100.0
	宿泊業	0	5	27	0	32
		0.0	15.6	84.4	0.0	100.0
	飲食業	5	35	21	2	63
		7.9	55.6	33.3	3.2	100.0
洗濯・理容・ 美容・浴場業	7	14	8	1	30	
	23.3	46.7	26.7	3.3	100.0	
娯楽業	0	14	8	0	22	
	0.0	63.6	36.4	0.0	100.0	
その他	7	6	6	0	19	
	36.8	31.6	31.6	0.0	100.0	

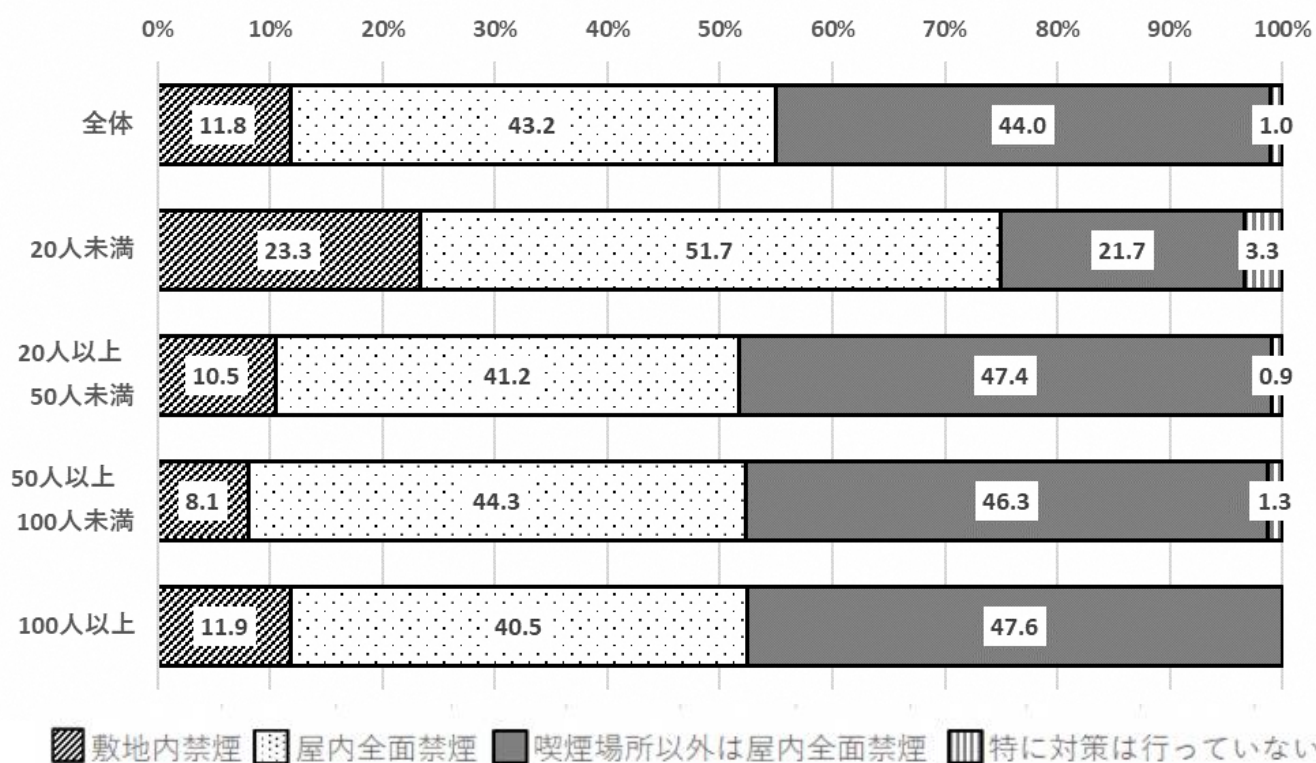


② 従業員数別

「敷地内禁煙」と回答した割合が最も高いのは「20人未満」で23.3%となっている。「100人以上」で「特に対策をしていない」は0.0%となっている。

上段：実数（n）、下段：割合（%）

		敷地内禁煙	屋内全面禁煙	喫煙場所以外は 屋内全面禁煙	特に対策は 行っていない	合計
全体		58	212	216	5	491
		11.8	43.2	44.0	1.0	100.0
従業員数	20人未満	14	31	13	2	60
		23.3	51.7	21.7	3.3	100.0
	20人以上50人未満	12	47	54	1	114
		10.5	41.2	47.4	0.9	100.0
	50人以上100人未満	12	66	69	2	149
		8.1	44.3	46.3	1.3	100.0
	100人以上	20	68	80	0	168
		11.9	40.5	47.6	0.0	100.0



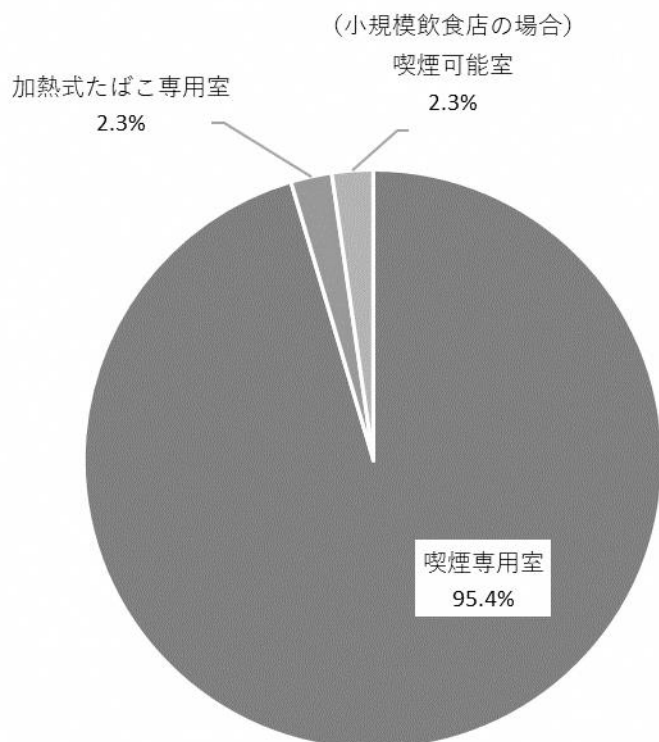
③ 喫煙場所の種類

※「3.喫煙場所以外は屋内全面禁煙」と回答した事業所が対象
設置されているのはどれですか。

○「喫煙専用室」が95.4%と最も高く、「喫煙可能室」、「加熱式たばこ専用室」が2.3%となっている。

上段：実数（n）、下段：割合（%）

回答対象事業所数	喫煙専用室	加熱式たばこ専用室	(小規模飲食店の場合) 喫煙可能室
216	206	5	5
100.0	95.4	2.3	2.3



(4) 受動喫煙防止対策の今後の予定

【問6】問5で2～4に該当した方は、今後の予定について、あてはまるものを1つ選んでください。

○「現在の状態を継続する」が82.2%と最も高く、「敷地内や屋内の禁煙エリアを広げる」は3.9%となっている。

① 業種別

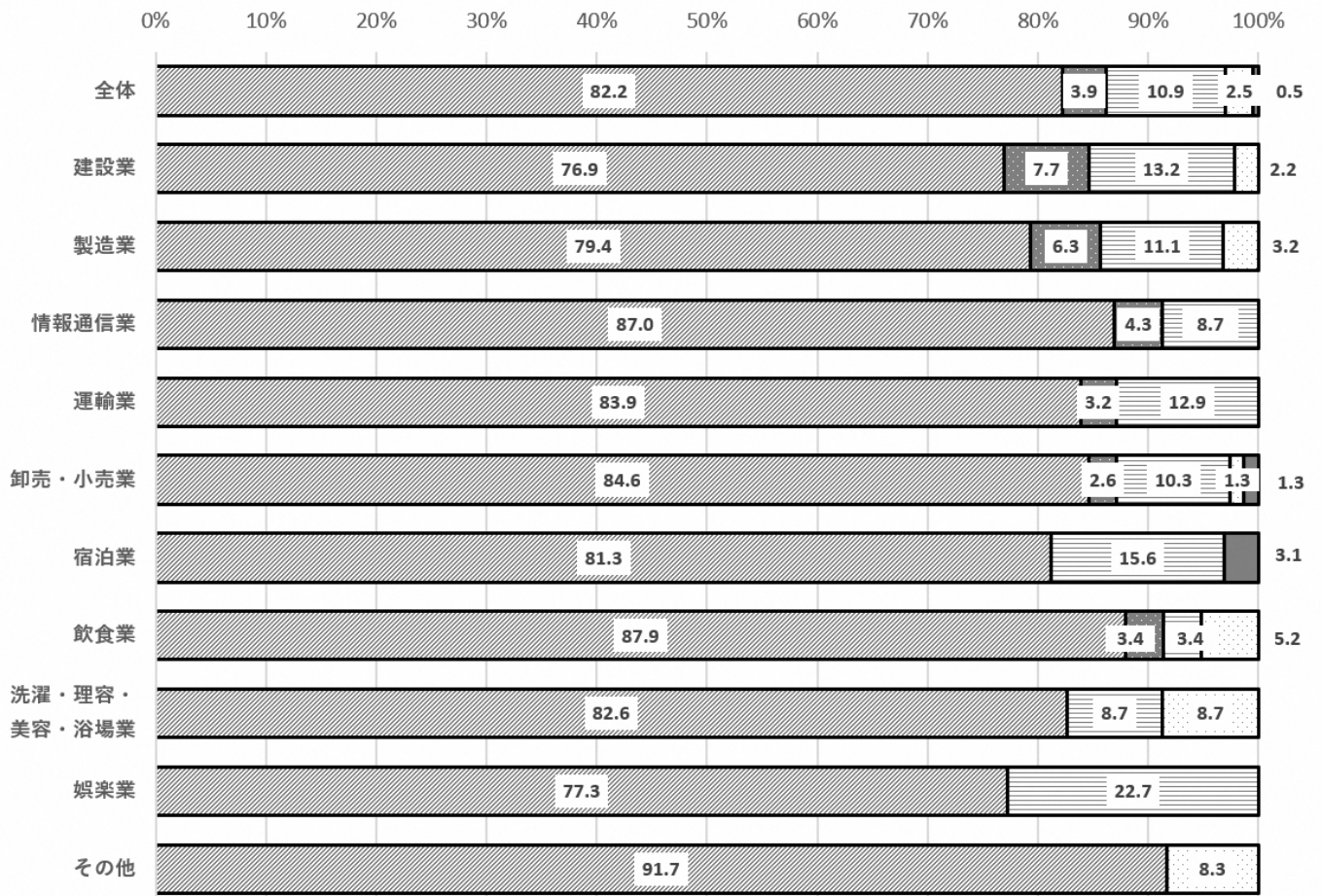
「建設業」、「製造業」及び「情報通信業」で「敷地内や屋内の禁煙エリアを広げる」と回答した割合が、それぞれ7.7%、6.3%、4.3%と全体より高くなっている。

上段：実数（n）、下段：割合（%）

		回答対象 事業所数	現在の状態を 継続する	敷地内や屋内 の禁煙エリア を広げる	未定	その他	無回答
全体		433	356	17	47	11	2
		100.0	82.2	3.9	10.9	2.5	0.5
業 種	建設業	91	70	7	12	2	0
		100.0	76.9	7.7	13.2	2.2	0.0
	製造業	63	50	4	7	2	0
		100.0	79.4	6.3	11.1	3.2	0.0
	情報通信業	23	20	1	2	0	0
		100.0	87.0	4.3	8.7	0.0	0.0
	運輸業	31	26	1	4	0	0
		100.0	83.9	3.2	12.9	0.0	0.0
	卸売・小売業	78	66	2	8	1	1
		100.0	84.6	2.6	10.3	1.3	1.3
	宿泊業	32	26	0	5	0	1
		100.0	81.3	0.0	15.6	0.0	3.1
	飲食業	58	51	2	2	3	0
		100.0	87.9	3.4	3.4	5.2	0.0
洗濯・理容・ 美容・浴場業	23	19	0	2	2	0	
	100.0	82.6	0.0	8.7	8.7	0.0	
娯楽業	22	17	0	5	0	0	
	100.0	77.3	0.0	22.7	0.0	0.0	
その他	12	11	0	0	1	0	
	100.0	91.7	0.0	0.0	8.3	0.0	

【「その他」の主な回答】

- 現在、社員駐車場のマイカー車内のみ喫煙可
- 喫煙専用室の設置を検討中
- テナントのため不明



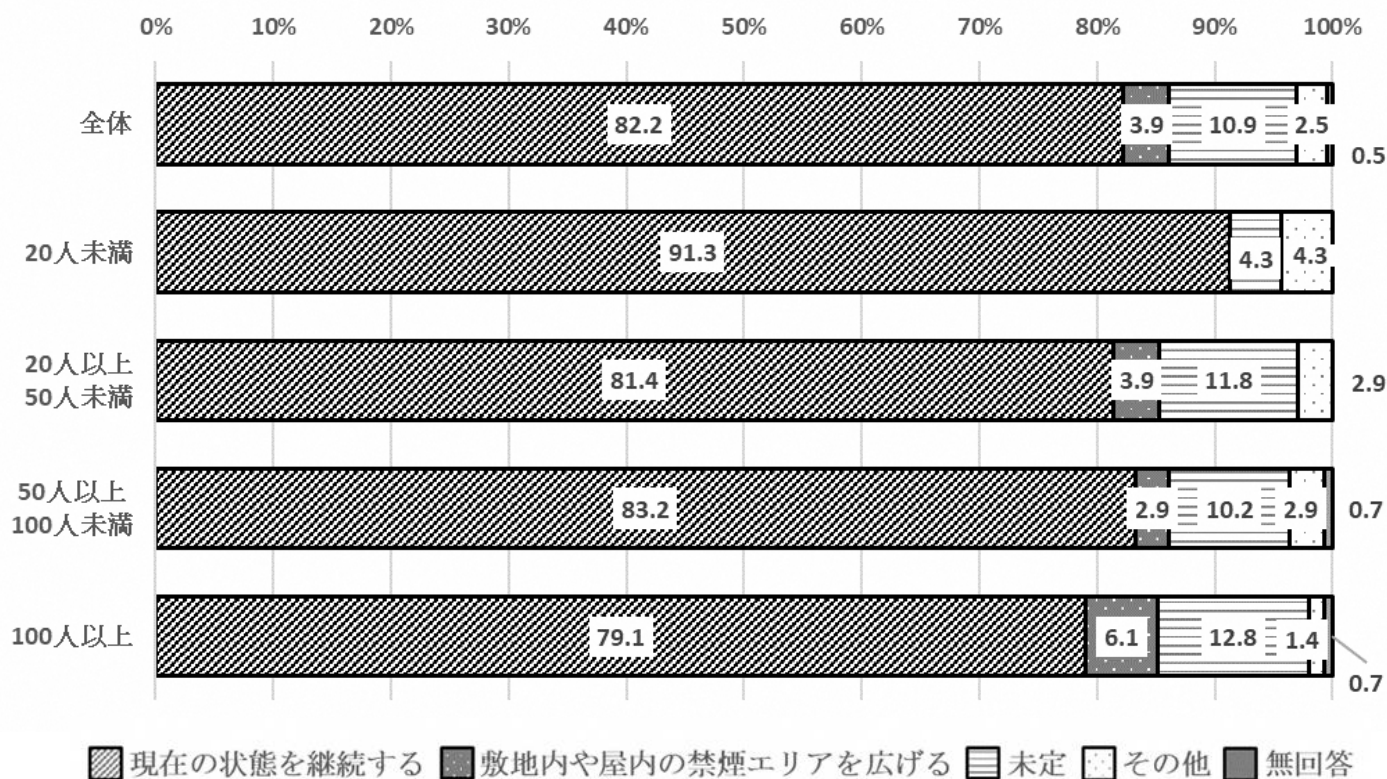
現在の状態を継続する
 敷地内や屋内の禁煙エリアを広げる
 未定
 その他
 無回答

② 従業員数別

「現在の状態を維持する」と回答した割合が最も高いのは「20人未満」で91.3%となっている。一方、「敷地内や屋内の禁煙エリアを広げる」と回答した割合が最も高いのは「100人以上」で6.1%となっている。

上段：実数（n）、下段：割合（%）

		回答対象 事業所数	現在の状態を 継続する	敷地内や屋内 の禁煙エリア を広げる	未定	その他	無回答
全体		433	356	17	47	11	2
		100.0	82.2	3.9	10.9	2.5	0.5
従業員 数	20人未満	46	42	0	2	2	0
		100.0	91.3	0.0	4.3	4.3	0.0
	20人以上50人未満	102	83	4	12	3	0
		100.0	81.4	3.9	11.8	2.9	0.0
	50人以上100人未満	137	114	4	14	4	1
		100.0	83.2	2.9	10.2	2.9	0.7
	100人以上	148	117	9	19	2	1
		100.0	79.1	6.1	12.8	1.4	0.7



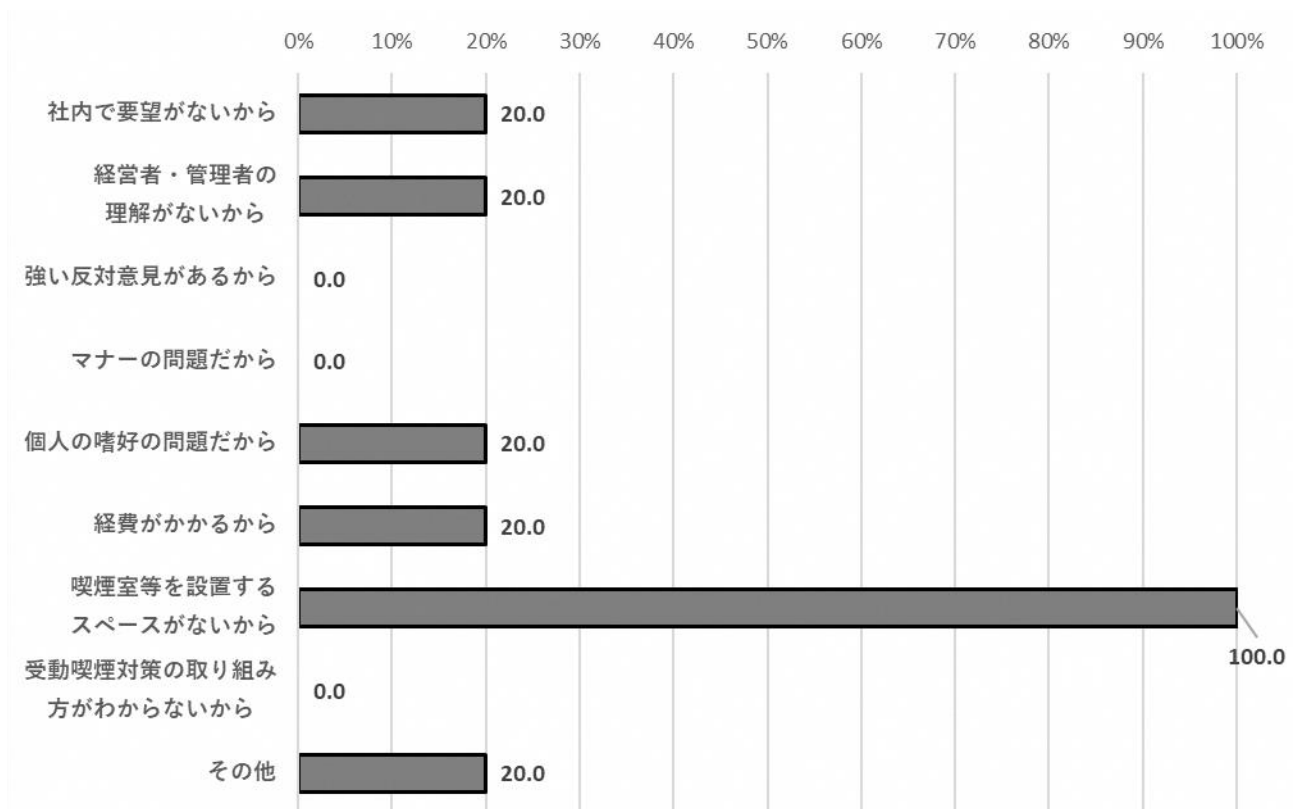
(5) 受動喫煙対策を行っていない理由

【問7】問5で「4.特に対策は行っていない（どこでも吸うことができる）」と回答した方に、受動喫煙対策を行っていない理由を教えてください（複数回答可）。

○「喫煙室等を設置するスペースがないから」が 100.0%と最も多く、全該当施設が回答した。

上段：実数（n）、下段：割合（%）

回答対象事業所数	社内で要望がないから	経営者・管理者の理解がないから	強い反対意見があるから	マナーの問題だから	個人の嗜好の問題だから	経費がかかるから	喫煙室等を設置するスペースがないから	受動喫煙対策の取り組み方がわからないから	その他
5	1	1	0	0	1	1	5	0	1
100.0	20.0	20.0	0.0	0.0	20.0	20.0	100.0	0.0	20.0



【「その他」の主な回答】

○休み時間以外は禁煙、休憩室での喫煙を許可している

(6) 加熱式たばこの取扱い

【問8】現在の受動喫煙対策において加熱式たばこはどのように取り扱っていますか。

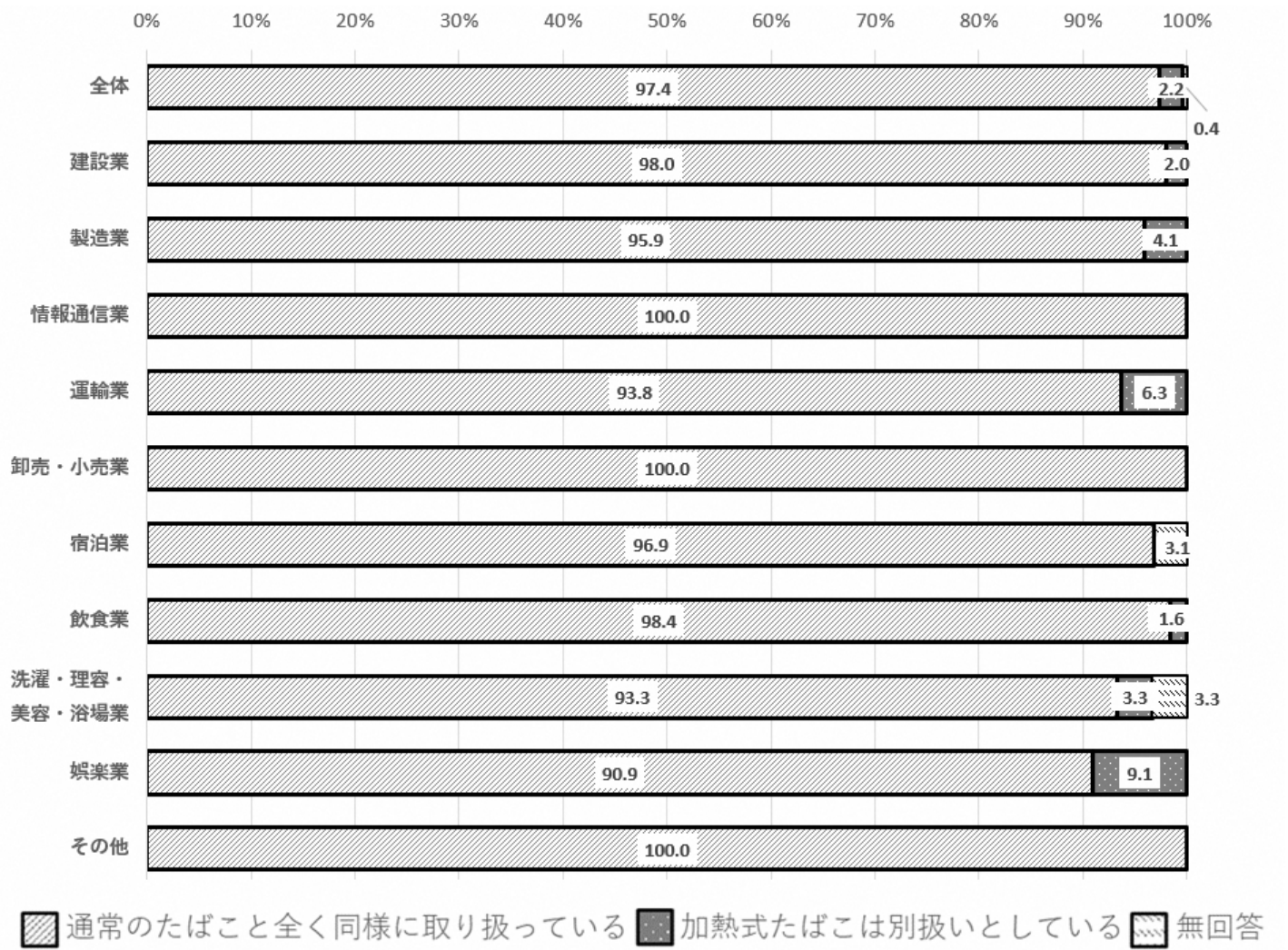
○「通常のたばこ（紙巻きたばこ）と全く同様に取扱いしている」が97.4%と最も高く、「加熱式たばこは別扱いとしている」は2.2%となった。

① 業種別

「娯楽業」では「加熱式たばこは別扱いとしている」と回答した割合が9.1%と全体より高く、かつ最も高くなっている。

上段：実数（n）、下段：割合（%）

		通常のたばこと全く同様に取扱いしている	加熱式たばこは別扱いとしている	無回答	合計
全体		478	11	2	491
		97.4	2.2	0.4	100.0
業種	建設業	98	2	0	100
		98.0	2.0	0.0	100.0
	製造業	70	3	0	73
		95.9	4.1	0.0	100.0
	情報通信業	29	0	0	29
		100.0	0.0	0.0	100.0
	運輸業	30	2	0	32
		93.8	6.3	0.0	100.0
	卸売・小売業	91	0	0	91
		100.0	0.0	0.0	100.0
	宿泊業	31	0	1	32
		96.9	0.0	3.1	100.0
	飲食業	62	1	0	63
		98.4	1.6	0.0	100.0
洗濯・理容・美容・浴場業	28	1	1	30	
	93.3	3.3	3.3	100.0	
娯楽業	20	2	0	22	
	90.9	9.1	0.0	100.0	
その他	19	0	0	19	
	100.0	0.0	0.0	100.0	

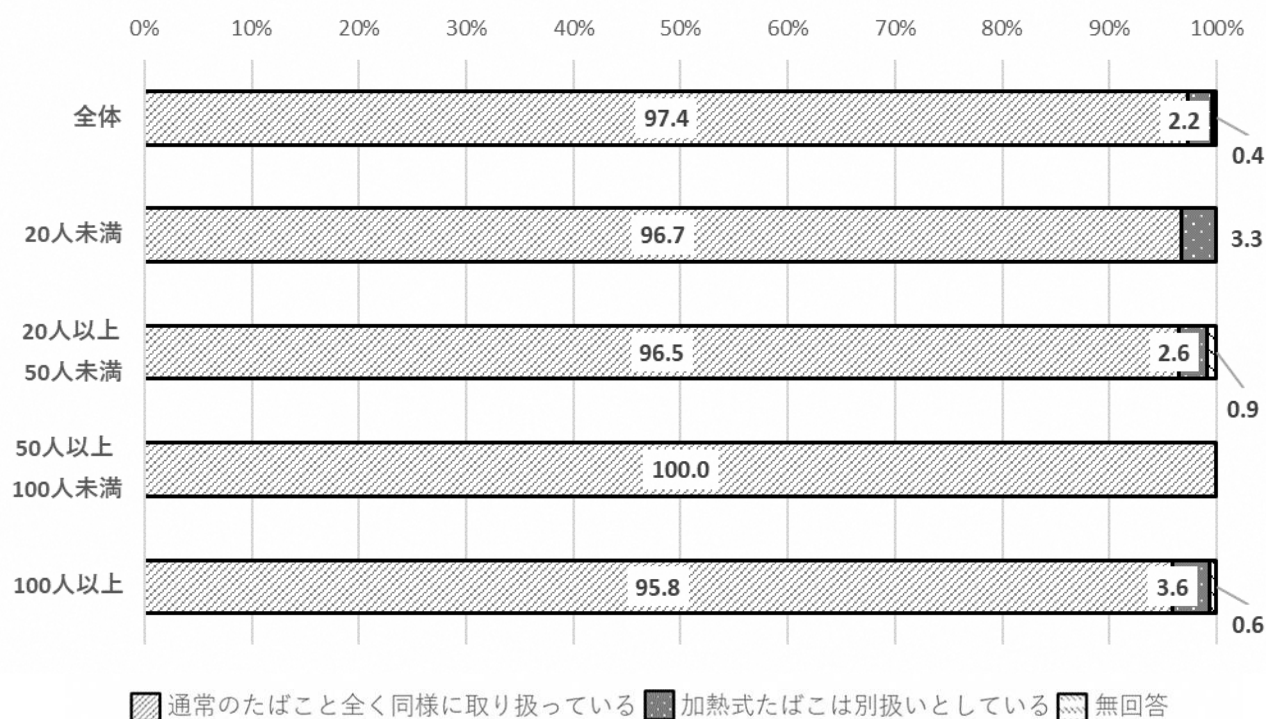


② 従業員数別

「100人以上」で「加熱式たばこは別扱いとしている」と回答した割合が3.6%と全体より高く、かつ最も高くなっている。

上段：実数（n）、下段：割合（%）

		通常のたばここと全く同様に扱っている	加熱式たばこは別扱いとしている	無回答	合計
全体		478	11	2	491
		97.4	2.2	0.4	100.0
従業員数	20人未満	58	2	0	60
		96.7	3.3	0.0	100.0
	20人以上50人未満	110	3	1	114
		96.5	2.6	0.9	100.0
	50人以上100人未満	149	0	0	149
		100.0	0.0	0.0	100.0
	100人以上	161	6	1	168
		95.8	3.6	0.6	100.0



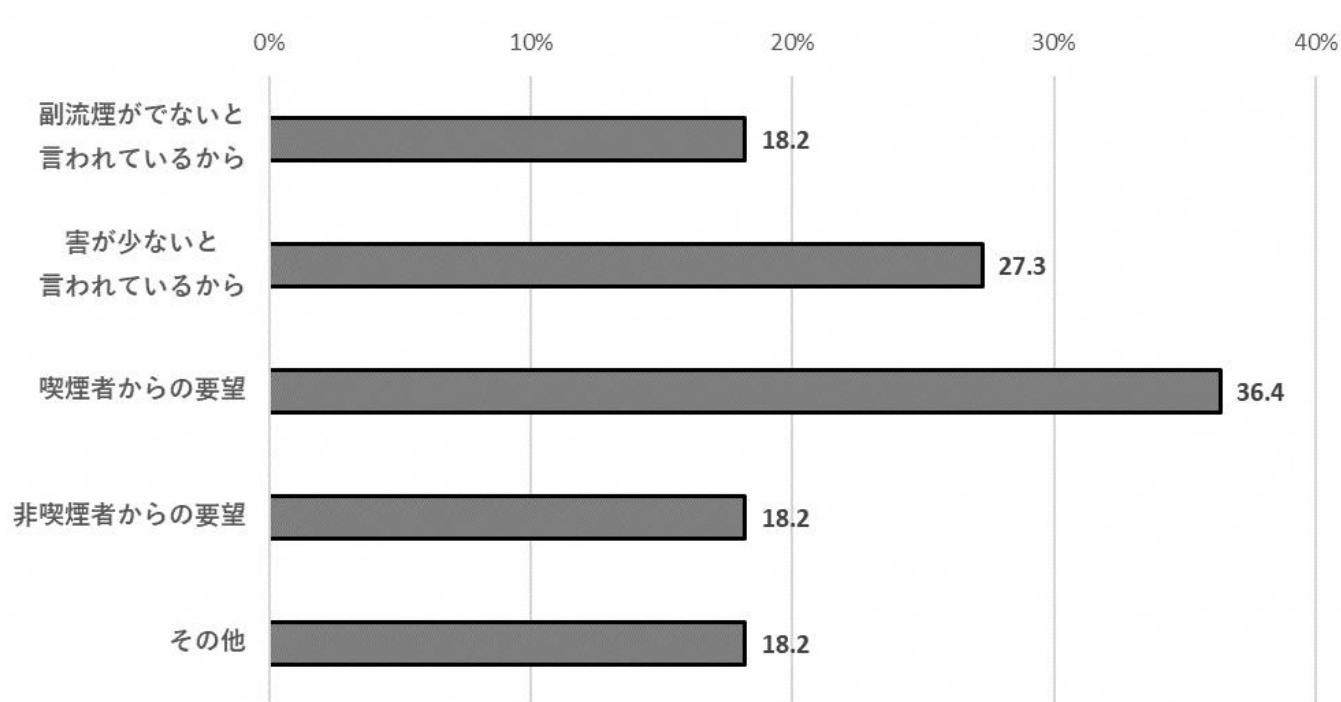
③ 加熱式たばこは別扱いとしている理由

※「2.加熱式たばこは別扱いとしている」と回答した事業所が対象理由を教えてください（複数回答可）

○「喫煙者からの要望」が 36.4%と最も高く、次いで「害が少ないと言われているから」が 27.3%となった。

上段：実数（n）、下段：割合（%）

回答対象事業所数	副流煙がでないと言われているから	害が少ないと言われているから	喫煙者からの要望	非喫煙者からの要望	その他
11	2	3	4	2	2
100.0	18.2	27.3	36.4	18.2	18.2



【その他の回答】

○臭いが少ない、臭いが残らない。

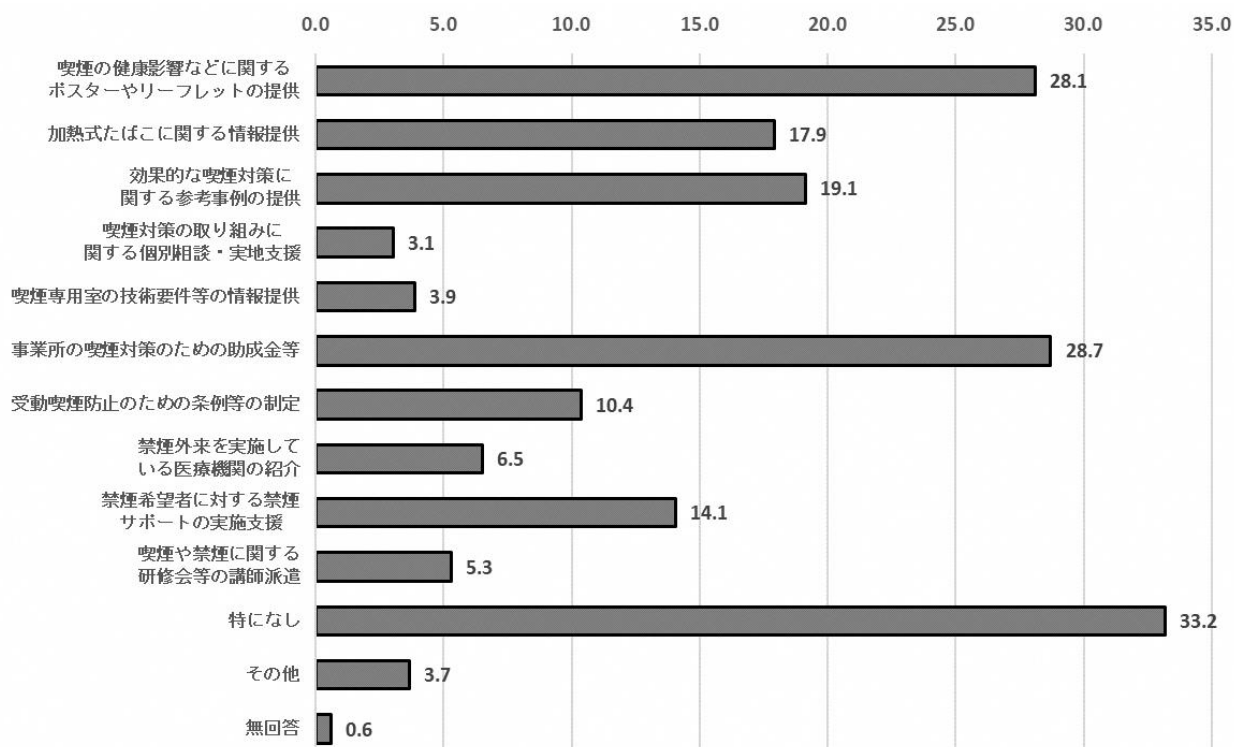
○店舗内に喫煙所設置の他に加熱式タバコ喫煙エリアを設けている。

(7) 喫煙対策に関する要望

【問9】貴事業所の喫煙対策を進めるにあたり、行政や医療機関等に望むことはありますか。
(複数回答可)

○要望のうち最も割合が高いのは「事業所の喫煙対策のための助成金等」で28.7%、次いで「喫煙の健康影響などに関するポスターやリーフレットの提供」が28.1%、「効果的な喫煙対策に関する参考事例の提供」が19.1%となっている。

	実数 (n)	割合 (%)
回答対象事業所数	491	100.0
喫煙の健康影響などに関するポスターやリーフレットの提供	138	28.1
加熱式たばこに関する情報提供	88	17.9
効果的な喫煙対策に関する参考事例の提供	94	19.1
喫煙対策の取り組みに関する個別相談・実地支援 (空気環境測定など)	15	3.1
喫煙専用室の技術要件等の情報提供	19	3.9
事業所の喫煙対策のための助成金等	141	28.7
受動喫煙防止のための条例等の制定	51	10.4
禁煙外来を実施している医療機関の紹介	32	6.5
禁煙希望者に対する禁煙サポートの実施支援	69	14.1
喫煙や禁煙に関する研修会等の講師派遣	26	5.3
特になし	163	33.2
その他	18	3.7
無回答	3	0.6



【その他の回答】

- 吸う人と吸わない人との不公平さをどのように無くしていくか指導いただきたい。
- 禁煙者が有利になる政策をして、禁煙を促してほしい。(民間生命保険の禁煙者の割引等)
- 非喫煙者への個別優遇措置や非喫煙者割合が高い企業への優遇措置や加点措置。
- 減税。
- 飲食店含め屋内喫煙禁止。
- 屋外分煙室が設置されていますが、敷地内完全禁煙を希望。
- 路面に公共喫煙所の設置。特に万代シテイや古町等、喫煙所が無く路上喫煙や利用客以外の喫煙室侵入が後を絶たず、事故発生を懸念。正しく利用出来る喫煙所の設置は事故防止に繋がり、受動喫煙も減らす。
- 受動喫煙対策企業の公表。
- 法律で厳しく規制する。
- たばこ販売の規制強化、値上げ。
- 外国人実習生のための他国語による周知物。
- 喫煙者は限られてきており、喫煙者に直接訴えかけられる啓発資料の提供はできないものか。
- 喫煙は有害であり、様々な社会的なコストを増やす原因である事を広く周知いただきたい。(社会保険料の負担増等)
- 喫煙者、非喫煙者に対しての健康増進法の周知の拡大。
- 従業員が多い(500名以上)企業の取り組み事例。
- 役員が喫煙防止対策について興味関心がない。
- たばこは16世紀から続く文化。

Ⅲ 調査票

新潟県統計報告
登録第 2023-7 号

<https://www.nhf.or.jp/news/judou.html> 又は QR コードから直接入力するか、
メール judou@nhf.or.jp 又は FAX 025-224-6165 で提出してください。



受動喫煙防止対策実施状況調査票(第1種施設)

施設名			所在市町村名	
施設分類	該当する分類を選択してください。 ①医療機関 ②児童福祉施設（保育所、児童館等） ③学校（幼稚園、小学校等） ④官公庁（国・県の機関、行政庁舎等）			
電話番号	()	記入担当者	氏名	

【問1】貴施設が現在実施している受動喫煙防止対策はどれですか。

あてはまるもの1つを選択してください。

- 敷地内全面禁煙（屋内及び屋外が完全に禁煙。屋外に敷地を持たない施設における屋内禁煙の場合も含む。）
- 敷地内禁煙（屋内を完全に禁煙とし、屋外も原則として禁煙とするが、特定屋外喫煙場所*を設置している。）

*特定屋外喫煙場所とは、敷地内の屋外で施設の利用者が通常立ち入らない場所に、区画され、喫煙することができる場所である旨を記載した標識を掲示して設置する喫煙場所

- 敷地内禁煙でない（特定屋外喫煙場所を定めずに敷地内屋外で喫煙させている、屋内に喫煙可能な場所がある、等）

⇒具体的な場所（)

注）令和元年7月から、改正法により敷地内禁煙が義務づけられています。

【問2】今後の予定について、あてはまるものを1つ選択してください。

- 現在、敷地内全面禁煙であり、今後も継続する予定
- 現在、特定屋外喫煙場所があるが、敷地内全面禁煙化する予定
- 現在、特定屋外喫煙場所があるが、今後も維持する予定
- 現在、敷地内に喫煙場所はないが、今後特定屋外喫煙場所を設ける予定
- その他（)

【問3】敷地内全面禁煙を実施できない理由や実施する上での課題は何ですか。敷地内全面禁煙を実施している場合でも該当するものがあればお答えください（複数回答可）。

- 利用者から要望がある
- 職員や従業員から要望がある
- 敷地内禁煙としても敷地外で喫煙する人が増え、歩行者・住民に迷惑がかかる。
- 喫煙所を設置・維持するのに費用がかかる
- 敷地が広大であるため喫煙のために敷地外に出るのに時間がかかる。
- 特になし
- その他（)

【問4】受動喫煙防止対策に関して、御意見などがあればお書きください。

[]



御協力ありがとうございました。



新潟県内の受動喫煙対策の取組状況を把握し、今後の県としての施策の検討資料とするため、以下の調査に御協力ください。

お忙しいところ恐れ入りますが、2023（令和5）年10月20日（金）までに
<https://www.nhf.or.jp/news/judou.html> 又はQRコードから回答してください。



問1 貴事業所の業種を下記より1つ選んでください。

- | | | | |
|-----------|------------|----------|-----------------|
| 1. 建設業 | 2. 製造業 | 3. 情報通信業 | 4. 運輸業 |
| 5. 卸売・小売業 | 6. 宿泊業 | 7. 飲食業 | 8. 洗濯・理容・美容・浴場業 |
| 9. 娯楽業 | 10. その他（ ） | | |

問2 貴事業所の従業員数をお答えください（正規・非正規を含みます）。

- | | | | |
|----------|---------------|----------------|-----------|
| 1. 20人未満 | 2. 20人以上50人未満 | 3. 50人以上100人未満 | 4. 100人以上 |
|----------|---------------|----------------|-----------|

問3 貴事業所の施設等の形態についてお答えください。

- | | |
|------------|-----------------------|
| 1. 自社社屋である | 2. 自社社屋でない（テナントとして入居） |
| 3. その他（ ） | |

問4 健康増進法改正により、2020（令和2）年4月から複数人が利用するすべての施設は原則屋内禁煙（注1）となっていることをご存知ですか。なお一定の条件を満たす飲食店（注2）は経過措置がとられています。

- | | |
|----------|-------------------|
| 1. 知っている | 2. 知らない（今回初めて知った） |
|----------|-------------------|

注1 室外へのたばこ煙流出を防止する技術的基準に適合した喫煙専用室（飲食等は不可）のみ喫煙可。なお経過措置として加熱式たばこ専用喫煙室では飲食等を行うことが認められています。

注2 既存店舗であり客席面積100㎡以下かつ資本金5,000万円以下の店舗。

問5 貴事業所が現在実施している受動喫煙対策はどれですか。あてはまるもの1つを選んでください。

- | |
|--|
| 1. 敷地内禁煙（敷地内は屋内外も含め喫煙できる場所はない）※ |
| 2. 屋内全面禁煙（屋内には喫煙できる場所はない）※ |
| 3. 喫煙場所以外は屋内全面禁煙（屋内に法で定められた喫煙専用室等を設置）※
→設置されているのはどれですか
(a. 喫煙専用室 b. 加熱式たばこ専用室 c. (小規模飲食店の場合) 喫煙可能室 |
| 4. 特に対策は行っていない（どこでも吸うことができる） |

※ホテルの居室等法律の規制外の部分は除きます。

（参考）喫煙室設置の技術的基準（以下の全てを満たす必要があります）

- ・喫煙室の出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が0.2m/秒以上あること
- ・喫煙室からたばこの煙が室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
- ・たばこの煙が屋外または外部の場所に排気されていること

問6 問5で2~4に該当した方は、今後の予定について、あてはまるもの1つを選んでください。

- | | |
|---------------|---------------------|
| 1. 現在の状態を継続する | 2. 敷地内や屋内の禁煙エリアを広げる |
| 3. 未定 | 4. その他 () |

問7 問5で「4. 特に対策は行っていない（どこでも吸うことができる）」と回答した方に、受動喫煙対策を行っていない理由を教えてください（複数回答可）。

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| 1. 社内で要望がないから | 2. 経営者・管理者の理解がないから |
| 3. 強い反対意見があるから | 4. マナーの問題だから |
| 5. 個人の嗜好の問題だから | 6. 経費がかかるから |
| 7. 喫煙室等を設置するスペースがないから | |
| 8. 受動喫煙対策の取り組み方がわからないから | |
| 9. その他 () | |

問8 現在の受動喫煙対策において加熱式たばこはどのように取り扱っていますか。

- | | |
|--|-----------------|
| 1. 通常のたばこ（紙巻きたばこ）と全く同様に取り扱いしている | |
| 2. 加熱式たばこは別扱いとしている
→理由を教えてください（複数回答可） | |
| ①副流煙がでないと言われているから | ②害が少ないと言われているから |
| ③喫煙者からの要望 | ④非喫煙者からの要望 |
| ⑤その他 () | |

問9 貴事業所の喫煙対策を進めるにあたり、行政や医療機関等に望むことはありますか。（複数回答可）

- | |
|-------------------------------------|
| 1. 喫煙の健康影響などに関するポスターやリーフレットの提供 |
| 2. 加熱式たばこに関する情報提供 |
| 3. 効果的な喫煙対策に関する参考事例の提供 |
| 4. 喫煙対策の取り組みに関する個別相談・実地支援（空気環境測定など） |
| 5. 喫煙専用室の技術要件等の情報提供 |
| 6. 事業所の喫煙対策のための助成金等 |
| 7. 受動喫煙防止のための条例等の制定 |
| 8. 禁煙外来を実施している医療機関の紹介 |
| 9. 禁煙希望者に対する禁煙サポートの実施支援 |
| 10. 喫煙や禁煙に関する研修会等の講師派遣 |
| 11. 特になし |
| 12. その他 () |

ご協力ありがとうございました。
調査結果は、後日「健康にいがた21」で公表する予定です。
<https://www.kenko-niigata.com/>

